



しんとつかわ

広報

Shintotsukawa Town Public Relations Magazine



開町121年記念式典

先人の苦勞を偲びながらまちの誕生日を厳肅に祝いました。

お母さんたちの花植え

大和区在住の5人が、町道脇の花壇にペコニアなど500株を植えました。5人は同所で直売所を開いていた仲間で、2年前にお店をたたんでからも花植えを続けています。(6月16日)

7

忠魂碑



献花



祝辞を述べる更谷村長

6月20日、戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者追悼式と開町121年記念式典が、菊水公園で開催され、242人が参列しました。
式典には、奈良県十津川村の更谷慈禧村長や中南太一村議会議長、平谷餅つき踊り保存会の会員なども参列し、厳粛な雰囲気の中で執り行われました。

開町121年記念式典

戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者追悼式

功労表彰受彰者

自治振興
遠藤 修己
(敬称略)

感謝状受賞者

開拓功労者
高橋 喜吉
(敬称略)

- | | |
|--------|-------|
| 高橋 喜吉 | 大釜善次郎 |
| 政所 愛子 | 佐川美代子 |
| 林 孝太郎 | 大島ミツエ |
| 小川 直一 | 奥田 照子 |
| 佐藤 ミサ | 吉田 俊夫 |
| 堀川 良枝 | 高橋 鶴治 |
| 窪田 敏夫 | 渡辺 ゆり |
| 千葉スミエ | 岡部智恵子 |
| 岩井アツ子 | 久保 長一 |
| 窪田 キミ | 菊地 照子 |
| 長名 保 | 橘 敏江 |
| 東 静子 | 松崎 ミヨ |
| 坂口 正夫 | |
| 高額寄付者 | (敬称略) |
| 北門信用金庫 | |
| 濫川 勝正 | 西村 武久 |
| 遠藤 ユリ | 川村喜津子 |
| 橋本 勝衛 | 小原 定子 |

平谷餅つき踊り
(懇親会にて)



功労表彰受彰者・感謝状受賞者と植田町長



式典を締めくくる万歳三唱

こくゆどくしょう

佐川副町長の告諭読誦



熊田教育長の碑文朗読



式辞を述べる植田町長



合祀祭

6月19日、昨年8月11日に逝去した名誉町民の澁川勝石さんを忠魂碑に合祀（ごうし一緒に祀るまつこと）する祭事が菊水公園で行われ、遺族をはじめ、十津川村の更谷村長、中南村議会議長、植田町長ら49人が参列しました。
植田町長は「澁川さんの崇高な理念と輝かしい実行力を胸に刻み、歴史に感謝し、未来に羽ばたくまちづくりを、住民、議会、行政が共に手を携えて取り組む決意であることをお誓い申し上げます」と式辞を述べました。



保険証・減額認定証 が更新されます

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130



色は黄色のままです

保険証が更新されます
現在お使いの保険証は、7月31日で有効期限を迎えます。7月中に新しい保険証を送りますので、お手元に届きましたら古い保険証は破棄してください。

減額認定証も更新されます

減額認定証は、住民税非課税世帯の方が、入院したときの医療費の自己負担限度額や食事代の自己負担額を軽減するために必要なものです。現在お使いの減額認定証も、7月31日に有効期限を迎えますので、更新されます。

次の方には、新しい減額認定証を7月中にお送りします。
○現在、減額認定証を持っていて、世帯全員が住民税非課税と判明している方
現在には要件に該当していない方も、8月から該当する場合がありますので、入院中、または、入院予定の場合はお問い合わせください。



色はオレンジのままです

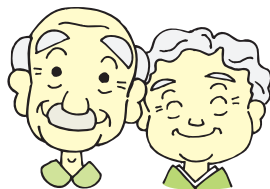
窓口負担割合

医療機関での窓口負担の割合は、現役並み所得者の方（住民税課税所得が16万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者の方）は3割、それ以外の方は1割です。

区分	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+1%*1 44,400円*2
一般	12,000円	44,400円
減額認定証をお持ちの方	8,000円	区分Ⅱ 24,600円
		区分Ⅰ 15,000円

*1 1%とは、(医療費総額-267,000円)の1%です。
*2 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給を受ける場合です。

区分	食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院)	生活療養標準負担額 (療養病床に入院)	
	食事代	食事代	居住費
現役並み所得者・一般	260円	460円	320円
減額認定証をお持ちの方 区分Ⅱ	過去12カ月で 90日までの入院	210円	
	過去12カ月で 90日を超える入院	160円	
区分Ⅰ	年金受給額が 80万円以下	100円	
	高齢福祉年金を 受給している	100円	0円



入院時の食事代

入院時の食事代は1カ月の自己負担限度額に含まれません。食事代は、住民税課税状況に応じた負担額があります。減額認定証交付対象の方も認定証を提示しないと一般区分の食事代になりますのでご注意ください。

保険料率は変わりません

平成23年度の保険料の計算方法と保険料率は、昨年度と変わりません。

7月中に保険料額の決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

保険料は、安心して医療を受けるための貴重な財源ですので、忘れずに納めましょう。

※年度途中で後期高齢者医療保険に加入したときは、加入した月からの月割で保険料を計算します。

保険料の納め方を口座振替に変更できます

納付書で納めている方や年金から天引きされている方は、口座振替に変更することができます。

口座振替を希望する方は、住民課町税グループへお申し出ください。

お申し出の際には、保険証、預金通帳、通帳のお届け印が必要です。

※年金からの天引きから口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

国保税率が改正されます

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

国民健康保険税（国保税）は、それぞれの収入や資産、加入世帯員数に応じてお金を出し合い、病気やケガなどの医療費に充てる税金です。

本町の医療費は、年々増加する傾向にあり、また、今年度は、課税の基礎となる国保加入者の所得が減少したことで、現在の税率では国保税の収入額が大きく減少することが見込まれ、大幅な財源不足が生じます。

この財源不足を補うために国保基金（貯金）を取り崩す

表1 平成23年度の国保税率表

	賦課基準	医療分		支援金分		介護分	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割①	前年の総所得金額などから基礎控除33万円を引いた額	5.6%	7.8%	1.0%	1.6%	0.9%	1.4%
資産割②	今年度に納付すべき土地と家屋にかかる固定資産税額	38.0%	46.0%	6.0%	7.6%	7.6%	9.6%
均等割③	加入者1人につき	30,000円	36,000円	6,000円	7,000円	9,000円	10,000円
平等割④	加入1世帯につき	25,000円	32,000円	4,000円	5,200円	6,000円	6,800円
課税限度額	①～④の合計額の限度額	500,000円	510,000円	130,000円	140,000円	100,000円	120,000円

国保税額は、医療分と、後期高齢者医療制度を支援する目的の支援金分、40歳から64歳までの人が納める介護保険料の介護分の合計額で算定します。

と、国保基金はほとんどなくなってしまう国保事業の運営に支障をきたします。

国保事業を安定的に運営するために、今年度はその財源である保険税率を改正せざる

を得ない状況となりました。皆さんのご理解をお願いいたします。

国保税の軽減

○ 離職者の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した方は、国保税が離職日の翌日から一定の期間軽減されます。

対象者

次の①～③のすべてに該当する方です。

① 離職日が平成22年3月31日以降

○ 離職日に65歳未満

② 雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれか

※ 季節的に雇用されている方や定年退職者、自己都合の退職者は対象外です。

軽減の内容

国保税を算定するにあたり、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなします。

※ 給与所得以外の所得や対象者以外の被保険者の所得は軽減の対象外です。

適用期間

離職の翌日から翌年度末までです。

申告方法

次のものをお持ちになり、住民課へお越しください。

次をもちこたさい。

○ 雇用保険受給資格者証

○ 印鑑
軽減を受けるには申告が必要で

○ 所得に応じた軽減

前年中の世帯の合計総所得額が表2の基準以下の場合、均等割と平等割が軽減されます。

表2 所得に応じた国保税の軽減基準

世帯の合計総所得額	軽減率
33万円以下	7割
33万円 + [24万5千円 × (世帯主以外の加入者数 + 世帯主以外の旧国保加入者数)] 以下	5割
33万円 + [33万円 × (世帯の加入者数 + 世帯の旧国保加入者数)] 以下	2割

旧国保加入者とは、国保から後期高齢者医療保険に移行した方です。

生ごみ 減量化のために

問合せ 住民課住民活動グループ

☎76・2130

生ごみ処理器を購入すると最大4万円の助成が受けられる制度が、8月から始まります。

町では、環境を創成するま
ちをつくるため、ごみの削減
に取り組んでいます。平成21
年3月に施行された環境基本
計画では、ごみ減量5割を目
標として掲げています。中で
も生ごみの減量は、目標達成
の大きな力ギを握っています。
今回、家庭から排出される
生ごみの減量を推進するため
生ごみ処理器の購入助成制度
を設けました。

助成内容

- 購入を予定している方はも
ちろんのこと、この機会に生
ごみの減量化（リデュース）
と再資源化（リサイクル）に
挑戦してみたいかがですか。
- 事業名** 家庭用生ごみ処理器
購入費助成事業
- 助成開始日** 8月1日(月)
- 対象者** 町内に住所を有し、
居住している方
- 助成の条件**
- ① 8月1日以降に町内の事業
所で購入したものであるこ
と
 - ② 世帯全員に町税などの未納
がないこと

申請の方法

- 申請期限** 購入日から6カ月
以内
- 申請に必要なもの**
- ① 生ごみ処理器の領収書（氏
名、金額、購入年月日が明
記されたもの）の写し
 - ② 生ごみ処理器の取扱説明書
 - ③ 印鑑
 - ④ 振込先が分かるもの

対象器具	生ごみ処理容器 (コンポスト容器)	電気式生ごみ処理器
助成額	本体購入費の2/3 ただし100円未満は切り捨て	本体購入費の1/2 ただし100円未満は切り捨て
助成上限額	5,000円	40,000円
助成数	1世帯2個まで	1世帯1台まで
参考価格	5,000円～10,000円	65,000円～

生ごみの豆知識

皆さんの家庭から出された生ごみの量は、昨年度380トンで、ごみ全体の約30%を占めています。

そのうち80%は、水分と言われています。

生ごみを堆肥化して有効利用したり、水分を減らしたりして、ごみとしての量を減らしましょう。

生ごみ処理器の使い方

コンポスト容器

土の中にいる微生物の働きによって生ごみを分解し、たい肥化します。

- ① 容器を庭に設置し、水切りした生ごみを入れます。水分調整のため、乾燥した落葉や雑草を入れると効果的です。
- ② 土をかぶせます。
- ③ 空気を入れ、微生物の活動を活性化させるため、1週間に1〜2回かき混ぜます。
- ④ 生ごみが発酵、分解し、たい肥ができます。

電気式生ごみ処理器

※たい肥化にかかる時間は、容器の設置状況や生ごみの種類などによって異なりますが、通常は数カ月かかります。

温風乾燥により生ごみの水分を無くし除菌するものが主流です。生ごみを処理器に入れた電源を入れるだけの簡単操作です。乾燥した生ごみをたい肥に利用したり、減量化もできます。



中学生の入院外医療費無料化へ

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

8月受診分から中学生の入院外医療費も助成対象になります。

町は現在、小学生までのすべての医療費と、中学生が入院したときの医療費を助成しています。
平成23年8月からは助成内容を拡大します。

助成内容

区分	これまで
就学前児童	医療費の全額を助成
小学生	
中学生	入院と指定訪問看護でかかる医療費の全額を助成



8月から
医療費の全額を助成



- 健康保険が適用される医療費に限ります。
- 入院食事代は対象外です。
- 学校内での事故やけがなど、日本スポーツ振興センター災害共済保険が給付される場合は対象外です。

受給者証を受け取りましょう

乳幼児等医療費受給者証の有効期限は7月末日です。新しい受給者証を受け取るために申請が必要です。

申請方法 郵送される申請書に記入し、住民課へ提出してください。申請書には、乳幼児医療の対象となる中学生までのお子さん全員を記入してください。

申請に必要なもの

- 保険証
- 印鑑
- 保護者の平成23年度所得課税証明書（平成23年1月2日以降に町民になった方、町外在住の方）

受付期間 7月15日(金)～

交付 窓口でお渡しします。

注意事項

- 交付する受給者証の有効期間は、8月1日から3年間です。ただし、中学生の場合は、中学3年の3月末までですご注意ください。
- 加入している健康保険が変わったときや、引越したときは届出が必要ですので、住民課へお越しください。

受給者証を提示しましょう

道内の病院で診察を受けるときに、保険証と受給者証を病院に提示してください。

道外の病院で診察を受け、いったん医療費を自分で支払った場合は、領収書と印鑑、通帳を持って住民課にお越しください。後日、指定口座に払い戻しします。

生活のきまり

項目	小学生	中学生	高校生
外出 外泊	<ul style="list-style-type: none"> ○夏（5月～10月）は午後6時までに帰宅すること ○冬（11月～4月）は午後5時までに帰宅すること ※午後5時以降でも開館している施設はありますが、暗くならないうちに帰宅すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○夏は午後7時までに帰宅すること ○冬は午後6時までに帰宅すること ○生徒手帳を常に持ち歩くこと ○中学生らしい服装と節度ある行動を心がけること 	<ul style="list-style-type: none"> ○午後9時までに帰宅すること ※学校によりきまりの違いがあります ○生徒手帳を常に持ち歩くこと ○節度ある服装と行動を心がけること ○保護者に外出先、帰宅時間を告げること ○友人宅への無断外泊はしないこと
	<ul style="list-style-type: none"> ○外出時間以外は保護者または責任のもてる大人と行くこと ○友人間の外泊は双方の保護者の責任において判断すること 		
旅行	<ul style="list-style-type: none"> ○泊りを伴うものは、保護者または責任のもてる大人と行くこと ○旅先では、その地域のきまりに従うこと 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の承諾を得て学校に届け出をし、許可を受けること
映画 催し物	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の許可を得ること ○会場でのマナーを守り、他人に迷惑をかけないこと 		<ul style="list-style-type: none"> ○コンサートや校外集会を開催するとき、または出演するときは、学校に届け出をし、許可を受けること
遊技場 カラオケ	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲームセンター、カラオケなどは、保護者または責任のもてる大人と行くこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○ボウリングは保護者の許可を得ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○カラオケボックス・ボウリングなどは、外出時間と規則を遵守すること
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の許可を得ること 		<ul style="list-style-type: none"> ○主としてお酒を出す店へは出入りしないこと
海水浴 キャンプ 登山 川遊び	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者または責任のもてる大人と行くこと ○その地域、施設のきまりに従い、マナーを守ること 		<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の承諾を得て学校に届け出ること ○禁止区域、禁漁などの規則を守ること ○春山、冬山登山はしないこと
アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> ○アルバイトはできません 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の承諾を得て学校に届け出をし、許可を得ること 	<ul style="list-style-type: none"> ○職種、就労時間は学校の規則に従うこと
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ○交通のきまりを守ること ○自転車は交通規則に従い、安全な乗り方をすること 		<ul style="list-style-type: none"> ○バイクには乗らないこと ※学校によりきまりの違いがあります

みんなで育てよう！新十津川っ子

- 地域の子どもたちを見守りましょう
- 子どもたちに愛の一声をかけましょう
- 心のかようあいさつをしましょう



安全で楽しい生活をおくるための

生活のきまり

子どもが安全で健やかに成長することを願う、生活のきまりです。保護者の方は、子どもに生活のきまりを説明して、しっかり理解させてください。



小学生・中学生・高校生の皆さんへ

もうすぐ夏休みが始まります。休みだからといって、夜更かしをしたり朝遅くまで寝ていると、健康のバランスを崩したり、時間をムダにしてしまいます。

また、わがままや勝手な行動は、友だちや周りの人に迷惑をかけるだけでなく、自分にもとても悪い影響が出ます。この『きまり』をよく読んで、安全で楽しい生活を送りましょう。

保護者の皆さんへ

学校だけが教育機関ではありません。家庭では皆さんが先生です。十分にコミュニケーションをとり、子どもの行動に目を配りましょう。

地域の皆さんへ

子どもを育てるには、保護者だけでなく地域の皆さんの協力が必要です。地域全体で子どもを見守りましょう。

小学生・中学生・高校生共通のきまり

項目	きまり
サイクリング・魚釣り	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者の許可を得て2人以上で行くこと○ 特に安全面については、保護者と十分に話し合うこと
水泳・スキー・スケート	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者の許可を得て2人以上で行くこと○ 施設のきまりを守り、管理人や係員の指示に従うこと
花火	<ul style="list-style-type: none">○ 保護者または責任もてる大人と一緒に遊ぶこと○ 危険な場所や人ごみではしないこと○ 危険な行為は絶対にしないこと○ 後始末は特に注意を払うこと
その他	<ul style="list-style-type: none">○ 公共物は大切に扱うこと○ お金の「貸し」「借り」「おごりあい」はしないこと○ 危険物（ナイフなど）は持ち歩かないこと○ 登下校中の寄り道や買い食いをしてはいけないこと○ 暗がりや人通りの少ないところの一人歩きはしないこと○ 見知らぬ車や知らない人の誘いに注意すること○ 見知らぬ人からの電話やメールに注意すること☆ 子ども会や地域の活動には積極的に参加しましょう。



情報

バスケット

- 保健福祉課 ☎72-2000
- 建設課 ☎76-2139
- 住民課 ☎76-2130
- 議会事務局 ☎76-3191
- 総務課 ☎76-2131
- 会計課 ☎76-3192
- 産業振興課 ☎76-2134
- 教育委員会 ☎76-4233
- 農業委員会 ☎76-2135

新十津川保育園運動会(6・25)



催し

野外慈善 ビールパーティー

日時 7月30日(土)15時〜21時
 場所 改善センター前
 内容 もちまき、ビンゴ大会、お楽しみ抽選会、模擬店
 前売券 2000円で町内各店、商工会で販売
 問合せ 商工会青年部 ☎76・2571

催し

ふるさとまつり

○前夜祭(納涼花火大会)
 日時 7月30日(土)20時40分〜
 場所 徳富川河川敷
 その他 ビールパーティー会場から見るができます。
 ○ふるさとまつり
 日時 7月31日(日)10時〜15時
 場所 ふるさと公園
 内容 もちまき、海賊戦隊ゴーカイジャーショー、ジャグリングショー、泥ブリッジ選手権、飲食物の販売、フリーマーケットほ
 問合せ ふるさとまつり実行委員会事務局(産業振興課商工観光グループ内) ☎76・2134

催し

少年野球教室

日時 8月8日(月)13時〜16時
 場所 ふるさと球場
 ※雨天時は新中体育館
 指導者 宮本和知さん、橋本清さん(元読売巨人軍、現スポーツキャスター)
 問合せ 商工会青年部 ☎76・2571

催し

子育て支援センター

○第7回子育てスクール
 日時 7月29日(金)10時〜11時45分
 場所 子育て支援センター
 対象 町内に住む子育て中の親
 内容 救命講習会
 参加料 無料
 託児 1世帯200円
 締切 7月22日(金)
 ○第8回子育てスクール
 日時 8月21日(日)10時〜11時45分
 場所 ゆめりあ
 対象 町内に住む未就園児とその親
 参加料 親子運動会 100円

締切 8月12日(金)

※どちらもできつずカードに30ポイントが付きます。

催し 児童館

○バス遠足

日時 7月27日(水)13時20分〜
 ※児童館集合
 場所 ㈱ローレル(砂川市)
 対象 小学生
 定員 40人(保護者も参加できますが、応募多数のときは小学生を優先します。)

催し 町民ギャラリー

内容 会社見学、入浴剤作り
 参加料 無料
 締切 7月22日(金)
 問合せ 児童館 ☎76・2402
 改善センターで展示会を開催しています。
 ○伊藤文章個人写真展
 期間 7月12日(火)〜31日(日)
 ○ゆめりあ書道部会会員展
 期間 8月2日(火)〜21日(日)
 問合せ 教育委員会社会教育グループ ☎76・4233

催し
まちづくり懇談会

町長とひざを交えて、まちづくりについて意見を交わしましょうか。

日時

- 大和区 7月25日(月)19時～
- 橋本区 7月19日(火)18時30分～
- みどり区 8月10日(水)19時～
- 菊水区 8月5日(金)18時30分～
- 青葉区 8月8日(月)19時～
- 中央区 8月11日(水)18時～
- 文京区 8月29日(月)19時～
- 弥生区 8月9日(火)19時～
- 花月区 7月21日(水)18時30分～
- 総進区 8月31日(水)19時～
- 徳富区 7月15日(金)19時～

所要時間 2時間

問合せ 総務課企画調整グループ

☎76・2131

催し
林家木久扇・一龍齋貞水二人会

笑点でおなじみの林家木久扇の明るく楽しい爆笑落語と、講談界唯一の人間国宝一龍齋貞水の迫力ある声で語られる立体怪談をお楽しみください。

日時 8月18日(水)18時30分～
場所 ゆめりあ
入場料

前売券 大人 2000円
中学生以下 1000円
当日券 大人 2500円
中学生以下 1500円

※前売券完売のときは、当日券は販売しません。

チケット取扱 改善センター、ゆめりあ、図書館、物産館、イースト文具商会など
問合せ 教育委員会社会教育グループ
☎76・4233



募集
親子ふれあい造形教室

親子で一緒にお絵描きや工作を楽しみます。

日時 7月28日(水)、8月4日(木)の10時～11時30分

場所 改善センター
対象 4歳以上の未就学児とその親

指導 教育委員会社会教育主事
定員 10組(応募多数のときは抽選)

参加料 200円(2回分)

締切 7月20日(水)

※できつずカードに50ポイントが付きます。

申込・問合せ 教育委員会社会教育グループ ☎76・4233

募集
子ども絵画教室

身近な風景を絵の具を使って楽しく描きます。

日時 7月28日(水)、8月4日(木)の13時30分～15時(全2回)

場所 改善センター
対象 小学1～3年生
講師 とつぷ子どもゆめクラブの指導者

定員 10人(応募多数のときは)

(抽選)

参加料 200円(2回分)

締切 7月20日(水)

申込・問合せ 教育委員会社会教育グループ ☎76・4233

募集
卓球体験教室

卓球は、老若男女ろうにやくなんにょを問わずに人気のスポーツです。運動不足の解消に体験してみませんか。

日時 8月2日(火)19時～21時

場所 スポーツセンター

対象 20歳以上の町民

締切 7月29日(金)

申込・問合せ 教育委員会社会教育グループ ☎76・4233

続度手制
国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳以上の国民健康保険被保険者に交付している高齢受給者証は、7月31日で有効期限が満了します。

新しい受給者証を郵送しますので、8月1日からお使いください。古い受給者証は、有効期限を過ぎましたら破棄してください。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

手続制度
国民年金保険料
免除・猶予制度

国民年金保険料をきちんと納めていないと、老後の年金だけではなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。事情があつて納められない場合は、免除制度がありますのでご相談ください。

○保険料免除制度

申請者の状況によって、月額保険料が軽減される制度です。申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得などが基準に該当することが要件です。

○若年者納付猶予制度

申請者本人が30歳未満であり、申請者本人と配偶者の前年所得などが基準に該当することが要件です。

※学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

※前年所得の申告が済んでいない方は、必ず申告をしてください。

承認期間と申請

これらの免除や猶予の承認期間は、毎年7月から翌年6月までです。引き続き免除や猶予を希望する方はあらかじめ申請が必要ですが、ただし、平成23年6月

まで全額免除または若年者納付猶予を受けた方で、翌年度以降の申請を希望した方は、継続審査されますので申請は不要です。
手続きに必要なもの
①年金手帳
②印鑑
③雇用保険受給資格者証または離職票の写し（失業を申請理由とするとき）

保険料	受給資格期間	年金受給額	後から保険料を納めることは
全額免除	入ります	4/8として計算	免除を受けた分は、10年以内なら納めることができます（通常の保険料を納めたのと同じ扱いになります）
3/4免除		5/8として計算	
半額免除		6/8として計算	
1/4免除		7/8として計算	
納付猶予		0円	
未納	入りません	算入されません	2年を過ぎると納めることができません

※平成23年度の月額保険料は15,020円です。
※免除の承認を受けても、納付すべき保険料を納めないと未納扱いになります。
※退職や失業などの場合は、特例として免除を受けられる場合があります。

今月の納税

固定資産税 第2期

国民健康保険税 第1期

後期高齢者医療保険料 第1期

納期限は8月1日(月)です

○町道民税（第1期）の納期限は6月30日(木)でした。納め忘れの方は早急に納めましょう。
○納税には便利な口座振替をご利用ください。

問合せ 住民課町税グループ
☎76・2130

問合せ 砂川年金事務所
☎52・2144

住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

手続制度
重度・ひとり親
医療受給者証更新

町は、重度心身障がい者、ひとり親家庭の医療費の自己負担分を助成しています。

○医療費受給者証には有効期限があります。

有効期限は7月31日です。更新の対象者には、7月中旬に役場から案内をします。

課で申請をして、新しい受給者証を受け取ってください。

申請に必要なもの

①健康保険証
②印鑑

③身体障害者手帳、療育手帳など（重度心身障がい者の方）

④現在お持ちの医療費受給者証

⑤所得課税証明書など、世帯全員の住民税課税状況が分かるもの（平成23年1月2日以降に町民になった方、扶養義務者が町外在住の方）

○重度心身障がい者

対象者

①身体障害者手帳1級、2級、3級（3級は内部障がいのみ）
 ②重度の知的障がいと判定された方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

助成内容 自己負担は1割ですが、対象者が3歳未満と住民税非課税世帯には自己負担の全額を助成します。初診時一部負担金も助成しています。

〇ひとり親家庭等対象者
 ①18歳までの子を扶養している配偶者のいない方とその子。ただし、その子が在学中で親の監護にある場合は、20歳の誕生日まで。
 ②両親の行方不明、死亡により他の家庭で扶養されている18歳までの子。

助成内容 重度医療と同じですが、親は入院のみです。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
 ☎76・2130

暮らし
保育園の保育料が変わりました

7月分から保育料が変わりました。所得税額、入園児の年齢などにより保育料に差があります。

ですので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課子ども・高齢者グループ ☎72・2000

区分		保育料
非課税世帯	生活保護世帯	0円
	住民税非課税世帯	5,000～8,000円
	住民税課税世帯	12,600～17,500円
所得税課税世帯	40,000円未満	18,000～27,000円
	120,000円未満	30,600～40,000円
	280,000円未満	33,700～51,300円
	413,000円未満	33,700～54,500円
	413,000円以上	33,700～72,000円

暮らし
夏の交通安全運動

交通安全について地域や家庭で話し合い、交通事故のない明るい町にしましょう。

期間 7月15日(金)～24日(月)

重点項目 ▽子どもと高齢者の交通事故防止 ▽二輪車、自転車乗用中の交通事故防止 ▽居眠り運転による交通事故防止 ▽すべての座席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用 ▽交差点の交通事故防止

問合せ 住民課住民活動グループ
 ☎76・2130

乗合タクシースターの実証運行が始まります

本町にふさわしい公共交通を検討するために、乗合タクシースターの実証運行を徳富区・旧総進区方面で行います。乗車を希望する方は、事前に利用登録をしてください（昨年度登録した方は不要です）。

運行期間 8月1日(月)～9月30日(金)

利用登録
 ○7月22日(金)まで
 役場総務課 ☎76・2131
 ○7月23日(土)～9月30日(金)
 新十津川北星ハイヤー（乗合タクシー専用）
 ☎72・2012

乗合タクシースターの運行に伴って、中央バスの総進線（上吉野団地～滝川ターミナル）は運休します。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

また、旧上総進区方面では、中央バス上総進線とふるさと公園線を統合して実証運行を行います。

行います。運行時刻が変わりますのでご注意ください。※詳細は、今月に配布するチラシをご覧ください。

問合せ 総務課企画調整グループ
 ☎76・2131

健康
フッ素塗布

日時 7月27日(水)12時40分～
場所 ゆめりあ
対象 1歳6カ月～就学前の幼児
※塗布を始める時期は、歯が全部で16本になったころです。
持ち物 母子手帳
料金 200円
内容 歯科健診、フッ素塗布、ブラッシング指導
その他 歯磨きをしてからお越しください。
問合せ 保健福祉課保健福祉グループ
☎72・2000

健康
妊婦歯科検診

日時 7月27日(水)13時10分～13時20分
場所 ゆめりあ
対象 妊婦
持ち物 母子手帳
料金 無料
内容 歯科検診、健康相談
その他 歯磨きをしてからお越しください。
問合せ 保健福祉課保健福祉グループ
☎72・2000

健康
休日診療当番

●内科 休日夜間急病センター
☎22・1161
●外科 夜間急病テレホンセンター
☎22・2299
●歯科
7月
17日(日)あい歯科(滝川)
18日(月)しらかば歯科(本町)
24日(日)塚本歯科(滝川)
31日(日)みなみ歯科(滝川) 8月
7日(日)さとう歯科(砂川)
14日(日)山中歯科(奈井江)
※診療時間は9時～12時

採用
給食センター
臨時職員

職種 調理員
募集人数 1人
勤務形態 週5日(休みは学校休校日)
勤務時間 1日6時間45分
賃金 時給730円
手当 通勤手当(片道2^キ以上の方)
加入保険 雇用保険、労働者災害補償保険
雇用期間 9月1日(木)～平成24

年3月31日(土)
提出書類 登録申込書、履歴書
締切 7月29日(金)
申込・問合せ 学校給食センター
☎76・2528

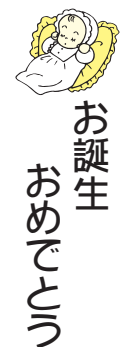
表彰
永年勤続表彰

○北海道市町村選挙管理委員会連合会から(6月10日(金)伝達)7年間にわたり選挙管理委員を務める
白石美代子^{さん}



健康体力増進室の閉室日

▼7月17日(日)、18日(月)、24日(日)、31日(日)
8月7日(日)、14日(日)
高齢者無料巡回バス運休日
▼7月18日(日)
問合せ 保健福祉課子ども・高齢者グループ
☎72・2000



ごめいふくを
祈ります

ご厚情感謝
申し上げます

■町へ(開町記念式典のお祝い)
▽十津川村5万円▽十津川村議会5万円
■子育て支援センターへ
▽長谷川尚美^{さん}(中央)幼児用おもちゃ

健康講座

熱中症を予防しましょう

炎天下ではもちろん、直射日光のあたらない室内でも、熱中症は多く発生しています。また、高温多湿で風通しの悪いところや、アスファルトの地面から日光の強い照り返しを受けるところなども、体が熱を放散できず、汗の蒸発も不十分となり熱中症の危険が増大します。自分でできる予防対策をしっかり理解し、身に付けておきましょう。

特に高齢者、慢性疾患にかかっている方、乳幼児など抵抗力の弱い方は、日常生活での予防対策に注意が必要です。

熱中症とは？

人は暑い時には抹消血管が拡張し、皮膚に多くの血液が分散して熱を逃がしたり、汗をかいて、その汗が蒸発することで熱が奪われて体温調整をします。

ところが、長時間暑い環境の中で大量の汗をかくと、水分や塩分が不足して脱水状態になり、体内の熱をうまく逃がせなくなってしまう。

また、湿度が高い環境では、汗をかいても蒸発しにくく、やはり体内の熱をうまく逃がせなくなります。このようなことから体温が上がって、さまざまな不具合が生じる状態を熱中症といいます。

予防対策6か条

- ①日陰を味方にする
外を歩くときは日陰を選び、直射日光を避けましょう。室内はすだれやカーテンで直射日光を防ぎ、風通しをよくする工夫をしましょう。
- ②服装に工夫を
汗がすぐに乾くような吸湿性と通気性に富んだ服装で、



ネクタイも外しましょう。外出の際には帽子や日傘を利用しましょう。

③水分を上手に補給

暑い時期は水分が失われやすいので、乾きを感じる前に早めに補給しましょう。汗をたくさんかいたときは、塩分も合わせて補給しましょう。

④適度に汗をかく習慣を

発汗機能が正常に働くように、日ごろからウォーキングなどの運動や入浴で汗をかく習慣をつけておきましょう。

⑤体調と服薬の管理を

1日3食、栄養バランスのよい食事と十分な睡眠をとりましょう。持病があり薬を飲んでる人は、暑い場所での活動を減らすことも大切です。

⑥室内の温度・湿度管理を

室温が28度、湿度が70%を超えないよう、エアコンがある場合は上手に使いましょう。また、扇風機を回したり、窓を開けて風通しをよくしたりして、室温の調整をしましょう。

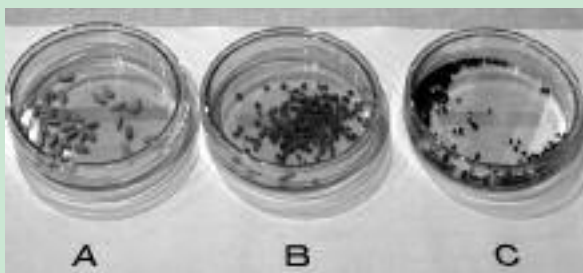
新農の秘密③ 技術競技大会

突然ですが、問題です。

左の写真のうち、ナス科植物の種子はどれですか？（答えは16ページ）

この問題は、校内技術競技大会の農業鑑定競技で過去に出された問題です。

技術競技大会は、全国の農業高校で行われる3大事業の1つで、普段の学習の習得状況が把握できると同時に、学習意欲を向上させる目的で行われてきました。



この大会には農業コースと生活福祉コースがあり、各自が受けたいコースを選んで、競技に参加します。農業コースでは野菜の種や農業器具などについて問われ、生活福祉コースでは福祉で使われる用具のほかに衣食住に関することが問われます。

出題数は40問で、1問当たりの解答時間は20秒。ただし、最後の2問は40秒問題となっていて難問です。40個の机の上に並べられた農業生物、種子、肥料、機械器具、農薬、薬品、実験器具などを20秒というわずかな時間で鑑定判定し、解答用紙に書き込んでいき、その正解率を競うこの競技は、知識はもちろん、メンタルも大変重要な鍵となります。

毎年、本校ではこの技術競技大会で、全国大会出場者を数名出しています。今年も会場が長崎ということで、生徒はもちろん、先生も全国大会を目指して頑張っています。

（2年 坂本賢大）



《夏休み子ども映画会》

夏休み期間中にビデオルームで、子ども映画会を開催します。児童書「おまえうまそうだな」シリーズのアニメ映画を上映します。

日時 8月5日(金) ①10時30分～
②14時00分～

《自由研究の本展》

工作や手芸、自然観察など、自由研究の参考本や夏休みの推薦図書を展示、貸し出します。

展示期間 7月23日(土)～8月21日(日)

《臨時休館のお知らせ》

外壁改修工事のため、7月27日(水)までの毎週火、水曜日に臨時休館を行っています。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

《7/15～8/14の休館日》

月曜日 : 7月18日、25日
8月1日、8日
工事期間中の臨時休館日
7月19～20日、26～27日

おすすめ

ライブラリー

問合せ 図書館 ☎76・3746 みなよむ



『私は海人写真家』
古谷千佳子 著
家族の猛反対を振り切って
沖縄に移住し、写真家となつ
た著者。人間の暮らしの原点
を撮影し続け、その中で見た
こと感じたことを語っていま
す。自然の驚異を知った今こ
そ、子どもたちに読んでもら
いたい一冊です。【児童向け】

『いい、ばあばのための孫
育ての教科書』 井上淳子 著
かわい孫のために祖父母
がしてやれること、逆にして
はいけないことは？
孫育てにおける祖父母の役
割や注意点、若夫婦と良好な
関係を築くための秘策をアド
バイスした一冊です。

バーシュ記 ③

皆さんはアボカドは好きですか？

私はサンドイッチに挟んで食べるのが好きです。アボカドを食べていて、母から聞いた話を思い出しました。

私の祖父はとても健康で100歳まで生きました。健康に良い食べ物をいろいろ食べて、同じものを子どもころの母にも食べさせていました。あんまりいろいろと食べさせられたので、母はそれらが嫌いになってしまいました。その中の一つがアボカドです。祖父が「健康にいいよ」と言っているのに母は子どもころ以来、一度も食べませんでした。

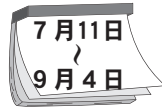
一方、私の父はメキシコとコロンビアで



新十津川中学校で英語指導助手として働くデービッド・バーシュ・エドワードさんのエッセーです。

育ち、小さいころからアボカドを食べていました。母が父の家族と一緒に食事をするときは、必ずアボカドがありました。父は無理に、母にアボカドを食べさせることはなく、ただ「うまい！」とだけでした。その様子を見て、母はやっと食べはじめ、そのうちにアボカドが好きになってしまいました。

多くの人は、祖父が母に無理にすすめたように、指図されて何かをすることが嫌いです。人に何かをさせたいと思ったら、母がアボカドを食べてみたように、自分から試したくなるようにするといいのかもしれないですね。



◎月～金曜日 10時～12時 児童館を乳幼児と保護者に開放中
(祝祭日とほかの行事での利用時は除く)

7/11(月)	
12(火)	3～4カ月児健康相談(9:15～ゆめりあ) 写真同好会会員伊藤文章「写真個人展」 (～7/31 改善センター)
13(水)	7～8カ月児健康相談(9:15～ゆめりあ)
14(木)	おはなしころりんミニ(10:30～図書館) 1歳8～9カ月児健康診査(12:15～ゆめりあ) 3歳1～2カ月児健康診査(12:30～ゆめりあ) 新小3、4年生参観日(13:25～新小)
15(金)	10～11カ月児健康相談(9:15～ゆめりあ) 1歳2～3カ月児健康相談(9:30～ゆめりあ) 新小1、2年生参観日(13:25～新小) 放課後おはなしタイム(15:00～図書館)
16(土)	おはなしころりん『うみのなかま』のおはなし (14:00～図書館)
17(日)	
18(月)	
19(火)	新中参観日(8:30～ 7/21まで) 新小5、6年生参観日(13:25～新小)
20(水)	第6回子育てスクール(10:00～子育て支援センター)
21(木)	
22(金)	マタニティスクール(9:00～ゆめりあ) 放課後おはなしタイム(15:00～図書館)
23(土)	自由研究の本展(～8/21 図書館) 小中学校夏休み(～8/21)
24(日)	
25(月)	
26(火)	二種混合予防接種(13:00～ゆめりあ)
27(水)	フッ素塗布(12:40～ゆめりあ) 介護保険相談(13:00～ゆめりあ) 妊婦歯科健診(13:10～ゆめりあ) 児童館バス遠足(13:20～児童館)
28(木)	おはなしころりんミニ(10:30～図書館)
29(金)	第7回子育てスクール(10:00～子育て支援センター)
30(土)	第39回野外慈善ビールパーティー (15:00～21:00 改善センター前広場)
31(日)	第25回しんとつかわふるさとまつり (10:00～15:00 ふるさと公園)
8/1(月)	乗合タクシー実証運行(～9/30)
2(火)	卓球体験教室(19:00～スポーツセンター) ゆめりあ書道部会「会員展」(～8/21 改善センター)
3(水)	

4(木)	シルバー盆踊り(16:00～改善センター)
5(金)	夏休み子ども映画会『おまえうまそうだな』 (①10:30～ ②14:00～ 図書館)
6(土)	おはなしころりん『ねむれない』のおはなし (14:00～図書館)
7(日)	
8(月)	第10回少年野球教室(13:00～ふるさと球場)
9(火)	二種混合予防接種(13:00～ゆめりあ)
10(水)	
11(木)	おはなしころりんミニ(10:30～図書館)
12(金)	
13(土)	
14(日)	
15(月)	
16(火)	
17(水)	
18(木)	林家木久扇・一龍齋貞水二人会(18:30～ゆめりあ)
19(金)	
20(土)	おはなしころりん『てがみ』のおはなし(14:00～図書館)
21(日)	第8回子育てスクール(10:00～ゆめりあ)
22(月)	
23(火)	新十津川写真同好会いちい「会員展」 (～9/11 改善センター)
24(水)	介護保険相談(13:00～ゆめりあ) 放課後おはなしタイム(15:00～図書館)
25(木)	おはなしころりんミニ(10:30～図書館) 長寿を祝う会(11:00～改善センター)
26(金)	
27(土)	児童館クッキング(13:30～児童館)
28(日)	大友剛「絵本・音楽・マジック」公演(10:30～図書館)
29(月)	
30(火)	
31(水)	
9/1(木)	
2(金)	
3(土)	児童館ビーズ工作(13:30～児童館)
4(日)	

足裏に土の温もり感じつつ手
入も楽し家庭菜園
野畑 満智子
一日一日と新緑が増し、家
庭菜園も努力と愛情で立派に
出来、食卓をにぎわしている
ことでしょう。

明日より若き今日を楽しむ
永嶋 ふさえ
一度の人生なのだから悔い
のないよう、一日一日を大切
に明るく暮らしていることな
のでしよう。

水槽の雨水にもがく紋白蝶
菜園荒しをせすに捕わる
小林 悦子
蝶は蝶なりに生きる夢が
あったでしょうに。なんだか
かわいそうな気もしますね。

【いろは短歌会】





5 | 14 旧吉野小生まれ変わる 彫刻体験交流促進施設かぜのびプレオープン

吉野地区に彫刻体験交流促進施設かぜのびがオープンし、彫刻家の五十嵐威暢さんや地域の住民ら34人が参加して、オープンセレモニーが開かれました。

この施設は、平成21年3月に閉校した吉野小学校の校舎を利用して、五十嵐さんのギャラリー兼彫刻体験施設として誕生しました。職員室跡には、幅20・6^{センチ}、高さ2.9^{メートル}もある『思い出せない白の伝説』と題された巨大な作品が展示されています。

五十嵐さんは「今はまだ5割しか仕上がっていませんが、これから成長していく施設です。地元の人々の力なくしては成り立ちませんので、よろしくお願ひします」と話していました。

6 | 26 年齢忘れて大ハッスル 全町一般男子ソフトボール大会

雲ひとつない青空の下、石狩川河川敷のグラウンドで、第31回全町一般男子ソフトボール大会が開かれ、9チーム14人が熱戦を繰り広げました。優勝したのは、旧宮前区のメンバーで結成した宮前チーム。準決勝で前年王者の菊水区を9対8で下して勢いに乗ると、決勝では中央区SEVEN STARSを6対3で制して栄冠を手に入れました。

最優秀選手には、宮前チームの久道一夫さんが、優秀選手には文京ブンブンズの田中久雅さんが選ばれました。





6 | 11 みんなでお花畑に 河川緑地で花植え作業

徳富川下流のみどり区側にある石狩徳富河川緑地の花壇広場で、花植え作業が行われました。

例年、新十津川農業高校が授業の一環として行っていましたが、今年は徳富川ラブリバー推進協議会の呼びかけで、みどりの少年団、老人クラブ連合会など11団体、90人を超える方が参加。初夏の訪れを感じる暑い日差しの中、汗を流しながら花植えをしました。

この日のために農業高校が栽培した花の苗^{ひしじゅう}3,500株が用意され、町章の菱十をかたどった花壇などに、子どもからお年寄りまでシャベルを片手に手分けして苗を植えていました。

6 | 18, 19 全道の窯元一堂に

新十津川観光協会が、改善センター前で第17回新十津川陶芸まつりを開催し、2,500人の陶芸ファンでにぎわいました。

今年は、全道各地から44の窯元が集まりました。来場者は、陶芸家自身から作品の特徴や取り扱い方などの説明を受けて、気に入った作品を次々に購入していました。

会場の一角には、陶芸家がろくろを回して実演するコーナーや、実際に土を触って陶芸体験ができるコーナーも登場し、来場者の人気を集めていました。



6 | 11 立派なホテルに育ってね

とっぶ子どもゆめクラブの49人（児童36人、保護者・指導者13人）が、そっち岳スキー場となりの吉沢の里にヘイケボタルの幼虫1,000匹を放流しました。

子どもたちの手による幼虫の放流は平成15年から毎年行われていて、今年で9年目。子どもたちは、幼虫と幼虫のエサになる貝が入った紙コップを手を持って水辺に近づき、水面にそっと放していました。

とっぶ子どもゆめクラブでは、8月9日にホテルの鑑賞会を予定しています。



ハッピーバースデー



藤江 惺也 くん (中央)
平成21年7月22日生まれ
好きな食べもの：ブドウ



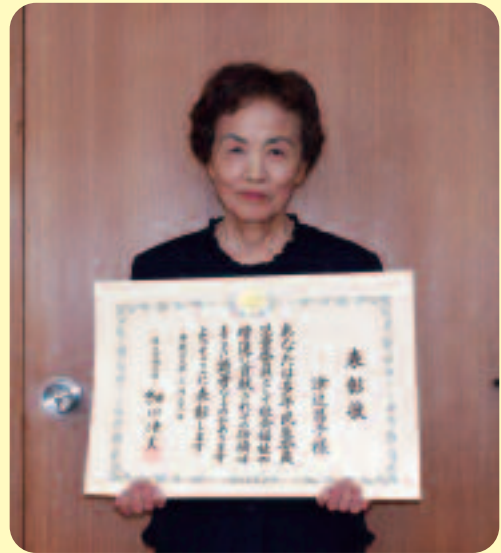
岡 夏樹 くん (中央)
平成21年7月24日生まれ
好きな食べもの：トマト



真島 奏杜 くん (大和)
平成20年7月29日生まれ
好きな食べもの：白いごはん

大臣表彰

社会福祉の増進に貢献



民生委員児童委員を21年間務め、昨年の11月30日の任期満了をもって勇退した津辻昌子さん(菊水区)に、厚生労働大臣から表彰状が贈られ、6月15日に町長が伝達しました。

津辻さんは、平成元年12月に民生委員児童委員に就任し、以来21年間にわたって、地域のお年寄りや妊婦、子どもたちが適切な福祉サービスを受けられるように積極的に活動してきました。

津辻さんは「この表彰は、私一人でいただいたものではありません。地域の皆さんや、町職員のご指導、民生委員同士のつながりの賜物です」と話していました。

作品募集中!!

- ★私のベストペイント・・・読者が描いた絵画
- ★私のベストショット・・・読者が撮影した写真
- ★幸せなお二人に乾杯・・・結婚式での2人の写真
- ★ハッピーバースデー
・誕生日を迎える2歳、3歳のお子さんの写真

広報発行月の前月15日までにご連絡ください。
総務課企画調整グループ ☎76・2131

ひとの動き

	男	3338人	(前月比 +1)
	女	3866人	(前月比 +4)
	計	7204人	(前月比 +5)
	世帯	2994戸	(前月比 ±0)

5月末現在

町民憲章(昭和45年制定)
わたしたちのまちは、十津川郷からの団体移住によってひらかれ、たくましい開拓精神と團結の力でできた由緒ある町です。わたしたちは、このまちの町民であることに誇りをもち、たがいのしあわせと郷土の発展をねがい、ここに町民憲章を定めます。

- 一 自然を愛し、緑の美しいまちにしましょう
- 一 心とからだをきたえ、健康で明るいまちにしましょう
- 一 働くことに誇りをもち、ゆたかなまちにしましょう
- 一 きまわりをよく守り、住みよいまちにしましょう
- 一 未来に夢をもち、子どものしあわせなまちにしましょう

5月の交通事故

発生件数	0件	(前年比 ±1)
死者数	0人	(前年比 ±0)
負傷者数	0人	(前年比 ±1)

交通死亡事故ゼロ更新中
1897日 5月末現在

